

八尾市ものづくり集積促進奨励金交付要綱

平成19年10月1日制定

(目的)

第1条 この要綱は、八尾市中小企業地域経済振興基本条例の目的である市内産業集積の維持発展のために、製造業者の市内での工場等の設置に対し奨励措置を講じることにより、本市での工場等の立地を促進し、また工業生産施設が集積する地域での円滑な生産活動を確保することにより、雇用の創出、産業振興及び地域経済の活性化を図ることを目的とする。なお、本要綱は、八尾市補助金交付規則（平成16年八尾市規則第26号）に基づき、交付基準、手続き等を明らかにすることにより、公平性、公正性、透明性を確保するために策定するものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 製造業 日本標準産業分類における製造業をいう。
- (2) 工場等 製造業として生産活動を行う工場又は製造業者が設置する研究開発施設、及び附属する倉庫、事務所等をいう。
- (3) 建築 建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第13号に規定する建築をいう。
- (4) 購入 売買により所有権が移転することをいう。(一定以上の資本関係がある事業者間の取引等を除く。)
- (5) 親子会社等 会社法(平成17年法律第86号)第2条に規定する親会社及び子会社又は親会社を同じくする複数の子会社をいう。

(奨励金対象地域)

第3条 八尾市ものづくり集積促進奨励金（以下「奨励金」という。）の対象となる地域は、都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号に規定する工業専用地域、工業地域又は準工業地域とする。

(奨励金対象者)

第4条 奨励金の対象者となるのは、製造業を主たる事業として営む者であって、八尾市暴力団排除条例(平成25年八尾市条例第20号)第2条第2号及び第3号に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者に該当しないものをいう。

(奨励金対象事業)

第5条 奨励金の対象となる事業は、第3条の対象地域における延床面積500㎡以上の工場等の建築又は購入とし、生産機能の拡大等に伴う次の各号に定める投資事業とする。

- (1) 工場等の設置を目的とする土地の購入。
- (2) 工場等の家屋の建築及び購入。

(奨励金の額)

第6条 奨励金は、対象事業の土地及び家屋に係る固定資産税の額に2分の1を乗じて得た金額以内とし、予算の範囲内とする。

- 2 前項の奨励金の額は、市長が別に定める方法により算定する。ただし、奨励金の上限額は、1事業あたり各年度1億円とする。
- 3 前項の規定により算定した奨励金の額に千円未満の端数があるときは、千円未満の端数は切り捨てるものとする。

(奨励金対象事業の指定)

第7条 奨励金の交付を受けようとする者は、市長が別に定める時期までに、奨励金対象事業指定申請書(様式第1)(以下「指定申請書」という。)を市長に提出して、奨励金対象事業の指定を受けなければならない。ただし、親子会社等が共同により対象事業を実施しようとするときは、指定申請書を連名で提出するものとする。

- 2 指定申請書には、奨励金の対象となる工場等に関し、市長が別に定める書類を添付しなければならない。
- 3 市長は、指定申請書の提出があった場合において、当該申請に係る事業を指定することが適当と認めるときは、奨励金対象事業の指定(以下「指定事業」という。)をし、当該申請者に対し、その旨を奨励金対象事業指定決定通知書(様式第2)により通知するものとする。
- 4 市長は、指定事業を決定する場合において、奨励金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、当該指定に必要な条件を付することができる。

(指定事業の完了)

第8条 前条により指定を受けた事業者(以下「指定事業者」という。)は、次の各号に掲げる区分に応じ、指定の決定を受けた日からそれぞれ当該各号に定める時期までに、当該指定事業を完了しなければならない。ただし、あらかじめこれにより難しいことに正当な理由、若しくは、当該指定事業が完了しないことに正当な理由があると市長が認めたときは、この限りでない。

- (1) 工場等を建築する場合 3年
 - (2) 工場等を購入する場合 6月
- 2 指定事業の完了は、指定事業者が工場等の操業を開始した日とする。

(指定申請内容の変更等)

第9条 指定事業者は、指定事業が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、速やかに奨励金対象事業変更等申請書(様式第3)を市長に提出しなければならない。

- (1) 指定申請書又は添付書類に記載した事項に変更（軽微なものを除く。）があったとき。
 - (2) 指定事業の中止又は廃止をしたとき。
 - (3) 指定事業が予定期間内に完了せず、又は指定事業の遂行が困難となったとき。
- 2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、当該申請の内容が適正であると認めるときは、奨励金対象事業変更等決定通知書（様式第4）により、指定事業者に通知する。
- 3 市長は、指定事業の変更等を決定する場合において、奨励金の交付の目的を達成するために必要な条件を付することができる。

（現地調査）

第10条 市長は、職員をして現地調査を実施することができる。

- 2 指定事業者は、前項の調査に対して協力するものとする。

（指定の取消し）

第11条 市長は、指定事業者又は指定事業が次の各号のいずれかに該当するときは、当該指定を取り消すことができる。この場合において、奨励金対象事業指定決定取消通知書（様式第4の2）により、その旨を当該指定事業者に通知するものとする。

- (1) 第3条、第4条又は第5条に規定する要件を欠くに至ったとき。
- (2) 指定事業を廃止したとき、又は指定事業が廃止の状態にあると認めるとき。
- (3) 第8条第1項各号に規定する期間を経過したとき。
- (4) 偽りその他不正の手段により、事業の指定を受けたとき。
- (5) 市税を滞納しているとき。
- (6) その他事業の指定後において特に不相当であると市長が認める事由が生じたとき。

（地位の承継）

第12条 相続、譲渡、合併等により、指定事業者の事業を承継した者は、市長の承認を得て、指定事業者の地位を承継することができる。

- 2 指定事業者の地位を承継しようとする者は、奨励金指定事業者承継承認申請書（様式第5）を市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、前項の規定による申請があった場合において、当該申請の内容が適正であると認めるときは、奨励金指定事業承継承認書（様式第6）により、申請者に通知する。

（指定事業の完了報告）

第13条 指定事業者は、指定事業が完了したときは、完了した日の翌日から起算して30日を経過する日までに奨励金対象事業完了報告書（様式第7。以下「完了報告書」という。）を市長に提出しなければならない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

- 2 完了報告書には、奨励金の対象となる工場等に関し、市長が別に定める書類を添付しなければならない。
- 3 市長は第1項の規定による報告があった場合は、当該報告の内容が適正であるか検査し、その結果を奨励金検査結果通知書（様式第7の2）により指定事業者に通知する。

（奨励金交付の申請）

第14条 第8条第2項に規定する指定事業の完了後、指定事業者で奨励金の交付を受けようとする者は、奨励金の交付を受けようとする年度に、市長が別に定める日までに、奨励金交付申請書（様式第8。以下「交付申請書」という。）を市長に提出しなければならない。ただし、市長が特別の事由があると認めたときは、この限りでない。なお、第7条ただし書に規定される親子会社等が指定申請書を連名で提出している場合、交付申請書を連名で提出しなければならない。

- 2 交付申請書には、市長が別に定める書類を添付しなければならない。

（奨励金の交付の開始時期及び交付期間）

第15条 奨励金の交付の開始時期は、次の各号のいずれか遅い年度とする。

- (1) 指定事業者を納税義務者とする、奨励金の対象となる全ての資産にかかる固定資産税及び都市計画税の納税通知書が初めて発行された日の属する年度
 - (2) 指定事業者が工場等の操業を開始した日の属する年度
- 2 奨励金の交付期間は前項の交付開始年度から5年以内とする。

（交付の決定）

- 第16条 市長は、交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、奨励金を交付することが適当であると認めたときは、奨励金の交付を決定し、奨励金交付決定通知書（様式第9）により、指定事業者に通知するものとする。
- 2 指定事業者が親子会社等であるときは、対象事業に係る土地及び家屋の固定資産税の納税義務者ごとに交付の決定を行い、それぞれに通知するものとする。

（交付申請内容等の変更）

- 第17条 指定事業者は、前条の規定による通知を受けた後、奨励金の交付の決定の内容に変更が生じた場合は、速やかに奨励金変更交付申請書（様式第9の2。以下「変更交付申請書」という。）を市長に提出しなければならない。
- 2 変更交付申請書には、市長が別に定める書類を添付しなければならない。
 - 3 市長は、変更交付申請書の内容が適正であると認めたときは、奨励金変更交付決定通知書（様

式第9の3)により、指定事業者に通知するものとする。

(納付実績報告書の提出)

第18条 指定事業者は、指定事業にかかる固定資産税・都市計画税の課税の納付が完了したときは、市長が別に定める日までに、奨励金納付実績報告書(様式第9の4。以下「納付実績報告書」という。)を市長に提出しなければならない。

2 納付実績報告書には、市長が別に定める書類を添付しなければならない。

(奨励金の額の確定)

第19条 市長は、納付実績報告書の内容が適正であると認めるときは、交付すべき奨励金の額を確定し、奨励金交付額確定通知書(様式第9の5)により指定事業者に通知するものとする。

(奨励金の請求)

第20条 前条の規定により奨励金交付額の確定について通知を受けた指定事業者は、奨励金の交付の請求をしようとするときは、奨励金交付請求書(様式第10)を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第21条 市長は、指定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、奨励金の交付の決定を取り消すことができる。この場合において、奨励金交付決定取消通知書(様式第11)により、その旨を当該指定事業者に通知するものとする。

(1) 虚偽その他の不正の手段により奨励金の交付の決定を受けたとき。

(2) この要綱の規定に違反したとき。

(3) 市税を滞納しているとき。

(4) その他交付決定後において特に不相当であると市長が認める事由が生じたとき。

2 市長は、前項の場合において、指定事業者が既に奨励金の交付を受けているときは、その全額又は一部の返還を奨励金返還命令通知書(様式第12)により命ずることができる。

(指定事業者の努力義務)

第22条 指定事業者は、次の各号の事項について遵守するよう努めなければならない。

(1) 工場等の設置にあたっては、環境面等について配慮し、周辺への説明等を実施すること。

(2) 7年以上当該工場等での操業を継続すること。

(3) 八尾市内で工場等を移転する場合であって、移転跡地が工業的利用に適しているときは、当該跡地の工業的利用に努めること。

(委任)

第23条 この要綱に定めるもののほか、奨励金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年10月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに行われた第7条第3項の規定により決定を受けた指定事業については、同日後もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年3月31日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の八尾市ものづくり集積促進奨励金交付要綱第5条及び第6条の規定は、平成28年4月1日以後の指定に係る事業について適用し、施行日前の指定に係る事業については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成29年3月31日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年3月31日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の八尾市ものづくり集積促進奨励金交付要綱第6条の規定は、平成30年4月1日以後の指定に係る事業について適用し、施行日前の指定に係る事業については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年7月7日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の八尾市ものづくり集積促進奨励金交付要綱第4条の規定は、令和5年7月7日以後の指定に係る事業について適用し、施行日前の指定に係る事業については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。